

寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>～略～</p> <p><u>(加える)</u></p> <p>(改正附則)</p>	<p>～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p>附 則</p> <p>～略～</p> <p><u>8 平成27年6月に期末手当を支給する場 合において、第2条第5項の規定により特 別職の例により算出される同月に支給 される教育長の期末手当の額は、寒川町 特別職の職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例(平成27年寒川町条例 第 号)による改正後の寒川町特別職の 職員の給与に関する条例附則第22項に よる副町長の期末手当の算出の例によ り算出した額とする。</u></p> <p>(改正附則)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>